

北海道告示第11493号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年11月9日

北海道知事 鈴木 直道

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助事業者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提出部 数、提出期限及び提 出先	補助金等の交 付に関する権 限の委任	摘 要
道南いさりび鉄道株式会社経 営安定化事業費補助金 北海道新幹線新青森・新函館 北斗間の開業に伴い、北海道旅 客鉄道株式会社から経営分離さ れた道南いさりび鉄道線（五稜 郭・木古内間）について、円滑 な鉄道事業の実施と安定的な経 営を図るために要する経費に対 し、予算の範囲内で補助する。	道南いさりび鉄道株式 会社	鉄道事業会計規則（昭和6 2年運輸省令第7号）別表第 一による費用から収益を控除 した額	10分の8以内	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第31号様式 別に指示する書 類		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 総合政策部交通政策 局交通企画課		実績報告は 要しない。
道南いさりび鉄道株式会社安 全整備臨時支援事業費補助金 道南いさりび鉄道線（五稜郭 ・木古内間）における鉄道の安 全・安定運行を図るため、道南 いさりび鉄道株式会社が行う安 全運行のための設備の整備等に 必要な経費の一部を支援する。	道南いさりび鉄道株式 会社	鉄道の安全・安定運行を図 るために必要な保線設備、土 木設備、電力設備、信号設 備、通信設備等の整備事業に 要する経費。 ※ただし、国、道、市町村等 が交付する他の補助金、交付 金の交付対象となった経費は 除く。	10分の10以内	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する書 類	総政第2号様式 総政第28号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する書 類	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 総合政策部交通政策 局交通企画課		